

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度の種目構造上の課題に関する調査研究

研究分担者	白銀 暁	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器臨床評価研究室長
研究分担者	山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 副義肢装具士長
研究分担者	仲泊 聡	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部長
研究分担者	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部 第二耳鼻咽喉科医長
研究協力者	浅見 豊子	佐賀大学医学部附属病院 先進総合機能回復センター・リハビリテーション科 診療教授

研究要旨

本研究の目的は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことであった。過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。同課題に基づき、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象に、支給決定の状況および現場での課題に関してアンケート調査を実施した。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなり、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。

A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されてい

る。現在、これらの課題に対応する制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことを目的とした。

B．方法

B-1．種目構造上の課題の抽出・整理

過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題について抽出した。研究分担者および協力者、関係者による研究会議を行って、課題となる点を整理した。

B-2．市区町村における種目構造上の問題点の調査

現行の種目構造の課題について、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象にアンケート調査（付録1）を実施した。アンケートは郵送による調査とし、全国の1,741市区町村（1718市町村+東京23特別区）に調査票を送付した。調査期間は2016年1月15日から2月28日までであった。期間は、当初、1月29日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を4週間延長した。市区町村種別によるクロス集計を行った。

C．結果

C-1．種目構造上の課題

姿勢保持関連補装具、感覚関連補装具（視覚障害、聴覚障害）、義肢装具の3つの領域について、収集情報を整理したものを表1にまとめた（一部、基準額に関するものも含む）。

以下、まとめたものを分野別に記した。

（1）姿勢保持関連補装具

車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されている。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。具体的には、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子などの座位関連補装具の統合が期待されていると考えられた。ただし、地域によって車椅子、座位保持装置の併供が認められないケースがあることを指摘する意見もあり、必要な補装具が支給されないような状況を避けるための配慮が必要であると考えられた。

また、「高校3年生問題」として、児のみ対応となっている種目に関する課題を指摘する意見もあっ

た。小児では、成長に伴う身体変化が大きく、成人とは異なる配慮が当然必要であるが、わかりにくさに繋がる可能性もあり、慎重に検討する必要があると考えられた。

さらに、補装具費の支給に関して、規定の補助額では対応できないといった意見もあった。この点については、基準額設定に関する研究課題において検討する必要があると考えられた。

（2）感覚関連補装具

（視覚障害分野）

研究協力者からの依頼に対して得られた補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかには、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。これは、現場の裁量で申請者の必要に応じた基準をその行政上の判断をもとに個別に定めていたことから生じると考えられ、これが居住地による支給内容の相違を生むことになったと思われる。この多様性は、矯正眼鏡では近用と遠用、遮光眼鏡では屋外用と屋内用、弱視眼鏡では焦点調整式としての拡大鏡の支給の可否という点でさらに拡大していた。さらには、盲人安全つえの適合判定に関する課題も挙げられた。また、補装具申請にかかる意見書の書式の違いに対する疑問や市区町村担当者に対する苦情も挙げられた。これらは、ある意味で当事者の意見を代弁するものであると考えられる。

（聴覚障害分野）

聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、市場ではデジタル補聴器の普及率が高くなっているが、補装具としてのデジタル補聴器の支給率やその修理項目に関する問題、気導補聴器の型式（ポケット、耳かけ、耳あな）の交付割合や交付に際しての問題が生じていないかの確認、骨導補聴器は支給率が低いことが推測されるが、その実態や型式（眼鏡型、カチューシャ型）に関する問題、補聴援助システムとして最近になって普及率が高まっている2.4GHz デジタル

ワイヤレス補聴援助システムの状況などに関する調査が必要と考えられ、調査アンケート用紙の質問項目に加えた。

(3) 義肢装具

義肢装具については、時代の流れに合わせたかたちで義肢装具の製作に必要な部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられてきている。個々の部品について機能を理解し適切なものが利用者に渡ることが重要である。しかし、登録されている部品点数は多く支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人々が理解して扱うための必要な情報が行き渡っていないため理解することは難しい。

近年支給される数が少しずつ増えてきている筋電電動義手や義足の膝継手や足部部品がより使いやすいものへと進化していく中、部品の高機能化が進んでいる。毎年新しい義肢装具部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられている。自治体が更生相談所の判定に合わせて出される義肢装具製作事業所からの見積り内容を、どのような考えのもと支給につなげているのか、また、自治体がどのような立場や考え方を持っているのか明確にしていくことが必要であると考えられる。

C-2. 市区町村における種目構造上の問題点

回収されたアンケートの総数は805件で、回収率は46%であった。自由記載以外の各設問の結果を表2～表23に示した。

(1) 市区町村での支給決定の状況

市区町村での支給決定件数は、別添の表にまとめた。補装具費の支給決定に関わっている職員の職種としては、事務職がほとんどであった。専門職の関与は、ケースワーカーが約11%、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士などはそれぞれ3%前後であった。中には、エンジニアが関わるという回答も0.2%（2件）あった。市区町村別で見ると、区で専門職の関わる割合が高く（理学療法士23.5%、作業療法士11.8%など）、村では低かった（理学療法士、作業療法士ともに関与なし）。支給決定している見積

り内容についての理解は、「ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている」との回答が46.5%、「内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている」が25.2%であった。理解が困難な点については、「専門的なものが多く理解しがたい」、「機器の名称だけではわからない」、「完成用部品が特にわかりにくい」などの意見があった。

(2) 姿勢保持関連補装具

姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）については、その支給において該当種目がわかりにくいと感じることがあると約70%が回答した。そして、約60%が、いくつかをまとめて整理することが必要であると回答した。このうち、約85%が車椅子と座位保持装置をまとめたほうが良いと回答した。また、児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じるとの回答は約53%であった。

(3) 感覚関連補装具

(視覚障害分野)

市区町村担当者に対して行った調査結果において、視覚障害関連補装具の支給決定は、眼鏡、義眼、盲人用安全つえの3種目を合わせた総計で18歳以上4.61件（11.6%）、18歳未満0.37件（3.1%）であった。そして、特例補装具では18歳以上0.03件（8.8%）、18歳未満0件（0%）であった。該当種目に迷うことがあると回答したのは約18%であり、このうちの約8割が眼鏡に関してのものであった。要望の多い種目として、48%の市区町村で盲人安全つえを、31%の市区町村で眼鏡を挙げた。ただし同時に、6%の市区町村で視覚障害者用補装具の申請がないと回答している。

現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹脂被覆付を削除することについて約55%が賛成した。ただし、賛成の理由のほとんどは、「製品が存在しないのであれば削除してよいと思われる」というものであり、10%の反対する者の理由では、「製品は存在しなくても、過去に支給を受けた人の修理等があるかもしれ

ない」「今後、製品が再び出される可能性がある」などがみられた。また、35%がその他を選んでおり、その理由のほとんどが「わからないから」ということであった。

具体的な削除・追加に関する意見を回答したのは6%に過ぎなかった。2.7%は盲人安全つえに関するもので、修理や部品の規定の追加を求めるものであった。また、2%は眼鏡に関するもので、規定では判断できない特殊な状況が多数あることがうかがわれた。また、「意見書から処方用具を読み取れない場合がある」等の眼科医による意見書の記載の不備を訴えるものも散見された。

(聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具において、先に挙げた課題別に整理して結果を見ると、該当種目に迷うことがある(高度と重度の適応範囲や型式(ポケット、耳かけ、耳あな)の選択など)と回答したのは21.2%であった。またデジタル補聴器の普及の中で、聴覚障害関連補装具の修理において該当種目に迷うことがあると回答したのは9.0%、補聴器の種類にアナログだけでなくデジタル補聴器を取り入れることに賛成したのは80.2%であった。骨導式補聴器に関して過去5年間の処方実績は7.8%であった。現状で製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて54.2%が賛成した。記述式の回答では、デジタルワイヤレス補聴援助システムの取り扱い、人工内耳との併用に関する意見が多く認められた。

(4) 義肢装具

補装具等完成用部品については、毎年多くの部品が追加登録されているが、個々の部品全てについて詳しい情報を入手することはとても困難である。それぞれの市区町村が行っている情報収集の方法は、回答の合った698件中419件が厚生労働省からの通知で部品を確認しており、次いでがインターネットで調べる275件、義肢装具製作事業者に聞く249件、テクノイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる176件と続いていた。重複回答も多く、46%の市区町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っていることが分かった。

高機能で高額な部品使用については、更生相談所の判定に従って対応すると回答したのは、72.4%であり、更生相談所による判定が重視されていることが分かった。高額でも必要であれば決定していきたいが13.2%、義肢装具を使いこなしていることが分かれば可能な限り出したいとの回答が9.7%であり、合わせると22.9%であった。

特例補装具扱いである筋電電動義手の基本価格や製作要素価格について、基本価格や製作要素価格について価格設定が必要かの問いに、希望するとの回答が51.9%、希望しないが38.8%、回答なしが9.3%であった。

D. 考察

種目構造上の課題に関する本年度の調査の結果を踏まえ、特にアンケート調査についての考察を以下に述べる。

(1) 市区町村での支給決定の状況について

約半数の自治体で、担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っている現状が明らかになった。これは、更生相談所の役割から考えると当然とも言える結果であるが、補装具費支給制度の運用における更生相談所の重要性が再確認されたとも考えられる。一方、市区町村別でみると、区においては専門職の配置が進んでおり、特に小規模な自治体において、更生相談所との連携が重要となる可能性が考えられた。

その他、申請に対して書類上の確認に留まり、実物を見たことがないなどの意見があり、その影響もあつてか、補装具には専門的なものが多く理解し難い、完成用部品が特にわかりにくいなど、などの意見が多く認められた。また、数年ごとに担当者が変わるなどの記述から、自治体担当者において補装具に関する知識や経験の蓄積が進みにくい状況も伺われた。

(2) 姿勢保持関連補装具について

市区町村担当者の意見から、現状の種目構造がわかりにくいという点は、ほぼ共通した認識であると考えられる。この点について、いくつかをまとめて

整理することを支持する意見が多く得られたが、それを求めない意見も多くあった。本研究課題では詳細な理由を確認できていないが、おそらく、まとめた場合には、当然、現場に何らかの影響があるものと推察されることから慎重な検討が必要である。まとめることの必要性を指摘する回答者の多くは、車椅子と座位保持装置の統合を挙げた。両者は、使用目的が根本的に異なるものであるが、それを構成する製品や部品は共通するものが多くなっており、申請書類に示される製品名等で判断するものにとっては、区別が難しくなっているものと考えられた。

児のみ対応については、そのわかりにくさに関して意見は拮抗しており、市区町村担当者においてその必要性は理解されており、ある程度受け入れられている現状が伺えた。ただし、姿勢保持関連の補装具の種目が多い要因の一つであることは確かであるので、この点については引き続いて詳細な分析が必要であると考えられた。

(3) 感覚関連補装具について (視覚障害分野)

眼科医の意見と市区町村担当者の意見の共通する部分として、眼鏡の多様性による判定における困難さを挙げるができる。これは、その使用目的や機能が異なる用具を「眼鏡」という名称で一括りにしてしまっていることに原因があると思われる。そして、矯正眼鏡では、近くと遠くを見るためには異なる処方が必要になり、遮光眼鏡では環境の照度によって最適となる処方は異なる。また、拡大鏡の支給の可否についても両者で共通した問題意識が持たれていることがわかった。さらには、量産店の格安眼鏡価格と補装具費との乖離や、コンタクトレンズの耐用年数(4年)と一般的なもの(2年)との乖離が指摘された。以上、制度と実際が様々な点で乖離していることが伺え、今後のその是正の必要性が明らかとなった。

また、今回の調査により、眼科医と市区町村担当者が互いの不備に対して指摘した。これは、視覚障害者用補装具の支給実績が少ないため、両者ともにその知識が不足しているところに原因があると思わ

れる。今後、両者に対しての研修活動等を強化する必要のあることが示された。

最後に、これまでの調査には当事者の意見が直接反映されていないことを指摘したい。今後の課題として、当事者への同課題に関する聞き取りを行うことを進言したい。

(聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具の該当種目に関する点においては予想通り、高度難聴用と重度難聴用の区別、耳かけ式・耳あな式など型式の区別、両耳装用の適応などに問題がある現状が認められた。一方で迷うことがあると挙げた自治体は約2割にとどまった。また修理に関する該当項目で迷うことがある自治体も9%にとどまり、当初の予想より頻度が低い結果となった。自治体の中で制度解釈をしながら現状に取り組んでいる姿勢が予測される結果となった。その中でデジタル補聴器を聴覚障害関連補装具に含めるべきと言う意見は8割に達し、現状に即した形で制度を整えていく必要が示唆された。同様に骨導補聴器についても処方実績は7.8%、骨導式眼鏡型削除に54.2%が賛成と、制度と実情を合致させるよう改訂が必要と考えられる結果となった。自由意見からは、FM送受信システムに代わる新しいデジタルワイヤレス補聴援助システムや、急速に使用患者数が増加している人工内耳にも併用できる機器について、常にテクノロジーの進化に応じた整理が急がれるべき現状が再認識された。

(4) 義肢装具について

義肢装具については、多くの部品が完成用部品として登録されているが、それぞれの市町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っており、多くの時間を費やさなければ欲しい情報を入手できないことが示唆された。高額部品の支給については、更生相談所の判定内容に従って対応すると7割強の自治体から回答があった。重複回答であるが「高額な部品であっても必要であれば決定していきたい」、もしくは、「使いこなしていることが分かれば可能な限り出したい」を選択されたのは177件あった。一方では、「最低限機能するものを支給する」と「予算

がないため高額なものは支給できない」の選択が 24 件あり、財政状況が苦しい自治体の現状が現れた。

高額なものとして筋電電動義手の支給で特例補装具についての考え方について、製作要素価格設定についての問いの回答は「価格設定を希望する」が 51.9%、「価格設定を希望しない」が 38.8%、「無記入」が 9.3%であった。「価格設定を希望する」理由に価格の妥当性の判断や予算確保の事務的流れを記載していたものが 95%を締めていた。一方で、「価格設定を希望しない」の理由には「更生相談所に意見をもらう等の特例補装具として検討しているため、現状のままが良い」が 109 件、「申請がないため現状のままで困らない」「分からない」「無回答」が 162 件であった。特例補装具としての検討についても重視していることが分かった。

E. 結論

補装具費支給制度の種目構造について、運用上の課題に関する情報を収集して整理するとともに、支給決定に関与する市区町村担当者を対象とした調査を行った。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなった。課題には、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用

方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。前者については、いくつかの具体的な改善点が得られたことから、今後、さらなる分析と議論を行いつつ、それらの点について更生相談所や当事者等に対する調査を行うなどして慎重に検討を進めて行く。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表 1 補装具費支給制度における課題リスト

課題種別	カテゴリ	課題内容	備考
種目構造	姿勢保持具	立位保持装置・臥位保持装置の種目が無い(日本車椅子シーティング協会)	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ) 座位保持椅子は座位保持装置に統合できないか	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ) 頭部保持具は完成用部品で対応可能ではないか	
種目構造	姿勢保持具	年齢で種目が変わる。高校3年生問題	
種目構造	姿勢保持具	更生相談所の判定基準がまちまちで、統一されていない	
種目構造	姿勢保持具	座位保持装置と車椅子、電動車椅子、座位保持椅子が別種目になっていてわかりにくい	
種目構造	姿勢保持具	判断基準が身障法の別表に基づいているので、告示される品目に左右される	
種目構造	姿勢保持具	テーブルの上にウレタンを貼ると座位保持装置になり、貼らなければ車椅子付属品となる。 どちらも付属品にしてほしい	
種目構造	姿勢保持具	Jay やバリライトなどの一部のクッションが座位保持装置に分類され、車椅子クッションの範疇になく、脊損の対麻痺者では使用が認められない。特例補装具では手続きに二の足を踏んでしまうこともある	
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の基本工作法の採型に記されている「ギプス包帯法」を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の「膝サポーター」の名称を「膝関節軟性装具」に変更	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の継手で使われる金属素材と同様にカーボン素材も使えるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の加熱形成となっているが加熱成型の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の支持部、足部の B の皮革の「小」を削除し全て「大」で取れるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	膝当て、膝パッド、矯正ストラップについての説明分を追加し、膝パッドおよび矯正ストラップを加算要素へ使いしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法で「ギプス包帯法による」及び「陰性モデルへのギプス泥の注型」を削除してほしい。インプレッションフォームやハンドスキャナーを用いたものがあるため	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法の「ギプス包帯法による」を削除してほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	購入基準の中に「筋電・電動式」を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	大腿義足の SACH 足部の説明で「性状」とはるが「形状」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	ソケットの製作要素の「カーボンストックネット素材」のストックネットを削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	殻構造義肢の 15 歳から 17 歳の使用年数を 1 年 6 か月から 1 年に減らしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手にも殻構造義手同様の区分が必要である。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「チッタソケットは「チェックソケット」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「フォームラバー」と「フォームカバー」に変更してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手の基本価格に作業用、能動式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より

種目構造	義肢装具	全ての義手で支持部で形状を整える場合に加算できるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手でもハーネスにたわみ継手および前方支持バンドの設定を設けてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	先天性股脱装具の対象が障害児	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	内反足装具を成人でも使えるように	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	装具を製作する支柱材料にプラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	X脚又は、O脚(障害児に限る)を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	短下肢装具の説明文の「下肢」「下腿」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	プラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	足底装具の製作方法で採寸は実態にあっていない	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の整形靴と特殊靴の説明を明確にしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	頰椎矯正用枕(障害時に限る)を削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	仙椎装具オスグットブレイスコールドウェイブレスは現在使われていないため削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具の「外点」「外転」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	分娩麻痺用の障害児に限るを削除？	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具に「D軟性」を追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	手背屈装具に軟性を追加(皮革で作成することもあるため)	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	採型法にインプレッションふぉーむによるものデジタル機器による陰性モデルの採型を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	可撓性のプラスチック継手	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢支持部の製作方法の加算としてサンドイッチ構造の加算追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱硬化性樹脂」「繊維強化プラスチック」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱可塑性樹脂」「プラスチックシート」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	加算要素に足関節軟性 支柱付き 支柱なし をつかしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の木型に木型用発泡剤を使用した場合に加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の骨盤支持部に「C皮革等」を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の加算で肘パッドも設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肘関節軟性を支柱付、支柱なしを設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	軟性装具の耐用年数を2年から1年にしほてほしい。	テクノエイド調査結果より

種目構造	感覚関連補装具	弱視眼鏡焦点調整式としての拡大鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でない認められない	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でない認められない	三重県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害だけでは矯正眼鏡が補装具にならない	岡山県・福井県
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は「近用・屋内用」の欄と「遠用・屋外用」の欄に分かれているが、「遠用・屋内用」で処方したい時もあるので、記入する際に迷う	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の遠用・近用の同時申請また屋内・屋外用の同時申請ができないところがある	奈良県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の屋外と屋内で1本ずつ同時に申請できるが、屋内用として遠用と近用が必要だ	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正眼鏡をおのおの認めるところとそうでないところがある	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡と弱視眼鏡焦点調整式を同時に申請したら、どちらか一つしか通らなかった。矯正眼鏡で遠くが見えていたら、弱視眼鏡焦点調整式は必要ないという見解とのことであった。	福井県
種目構造	感覚関連補装具	拡大鏡を弱視眼鏡焦点調整式として補装具と認めているところとそうでないところがある	東京都・奈良県・京都府
種目構造	感覚関連補装具	70代の視力視野4級の方、就労・就学している訳ではないのと弱視眼鏡焦点調整式が認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害2級で遠用度入り遮光眼鏡処方、度入りは認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害5級、職業上、近用遮光眼鏡が必要なるも視力が良いので認めないといわれた	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	支給時役場のすすめる業者一覧にかいてある業者にいったところ、体に合わない白状をわたされていた	山形県・鹿児島県
種目構造	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用と高度難聴用は一般に3級と4級の間で分けられるが、4、6級で重度用を処方される割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	アナログ補聴器の交付割合はいくらか。(ポケット、耳かけ、耳あな:それぞれに分けて)	
種目構造	感覚関連補装具	骨導補聴器の処方件数および、カチューシャ型、眼鏡型の割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	オーダーメイド耳あな式を希望する割合はどれくらいか。耳あな式処方の使用条件は現状のままでよいか。	
種目構造	感覚関連補装具	FM送受信システムと2.4GHz送受信システムの交付に関する最近の動向はどのようになっているか。	
種目構造	その他	H25年度テクノイド協会調査で供給関連事業者等の回答で挙げられた、基本価格・製作要素価格に関する項目追加等に関する妥当性検討と妥当と判断された場合の価格案作成。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目
種目構造	その他	特例補装具の比率が高い種目について、その背景状況の把握と、当該特例補装具(のうち特定の型が多く出ているのであれば)の通常補装具とするべきか否かの検討。テクノの特例補装具調査が参考になるかと思ひます。	(仮に決定件数ベースで特例補装具率30%以上とすると)骨動式ポケット型/骨動式、起立保持具、排便補助具
基準額設定	姿勢保持具	起立保持具の補助額(27,400円)では、実際のところ製作ができず、特例交付が多い。 座位保持装置の補助額の価格表を元に更新を要望(日本リハビリテーション医学会関連機器委員会)	
基準額設定	義肢装具	下肢装具の採型区分に大腿部のみの装具、下腿部のみの装具を設けてほしい	テクノイド調査結果より

基準額設定	義肢装具	2種類以上の装具を組合わせた装具の基本価格を加算できるようにしてほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	靴型装具のお採型区分に「半長靴」を追加してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	体幹装具のC-5腰椎装具、仙腸装具の採型区分を狭くしてほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	下肢装具の膝当てを加算要素として取れるようにしてほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	マジックバンドの交換で30mmや40mmの価格を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	基本価格に筋電・電動式の加算を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	上腕義手、肘義手、前腕義手にライナー式を設定してほしい。	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	肘義手に有窓式の加算を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	前腕義手に吸着式を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	手関節離断にたいして顆上支持式を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	股義足にカーボン素材の加算を設定してほしい。	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソケット B-7にカーボンの加算を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソフトインサートにA-6の枠を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用と能動式を分けて金額を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用には木製を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の能動式には筋電電動式の加算を設定してほしい	テクノイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の仕上げに手部を設定してほしい。	テクノイド調査結果より
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用や高度難聴用とほぼ同等の機能を持つ補聴器の、身障対象外の人への販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の身障対象外の人への平均販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	身障対象者の補聴器給付において、購入した補聴器が高く、差額給付を受けた割合はどれくらいか。差額の平均額はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	障害福祉制度における補装具外での販売価格等調査	車椅子、補聴器等
基準額設定	その他	価格根拠調査先リスト作成	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	補装具製作事業所、販売店の売上・費用（原価計算）調査	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	現在価格に明示的には含まれていない、メンテナンス・サポート等に要する費用の把握とその費用の負担方法に関する検討。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目。

基準額設定	その他	以上を踏まえた、価格根拠把握プロトコルの開発。	全種目対象。
その他	姿勢保持具	車椅子と座位保持装置の併給：地域によって、座位保持装置を作ったら車椅子の支給を認めない。もしくは、車椅子を作ったら座位保持装置の支給を認めない、という地域がある	
その他	姿勢保持具	児童の用具の支給について、歩行器と車椅子との併用が認められないなど、児童の補装具の運用がわかりにくくなっている	
その他	姿勢保持具	ティルト・リクライ車椅子が出しやすくなって良かったが、重く、機構が複雑であるため、対象者への適合だけでなく、介助者への指導が重要ではないか	
その他	感覚関連補装具	以前、視野障害でも弱視眼鏡焦点調整式としての給付がおりたが、最近担当者が代わって、視力障害でないと、おなくなった	京都府
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧が、視覚障害者でなくても、細かすぎて見にくい	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧に遮光眼鏡の事業所として掲載されている業者アジェンダはまったく遮光眼鏡と関係のない業者であった	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	意見書用紙や申請基準が市町村によって異なる	奈良県・神奈川県
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡の意見書に遮光率の記載が必要	東京都
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡については意見書がいらないところがある	奈良県
その他	その他	自己負担率が高い(10%以上)種目について、その背景状況の把握。コンタクト義眼修理、骨動式ポケット型/骨動式眼鏡型補聴器の修理、眼鏡の特例補装具購入、座位保持椅子の特例補装具修理。	

表 2 . (Q2) 障害者 (18 歳以上) の補装具費支給決定件数 (一般)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	1.80 件	0.30 件	1.81 件	2.11 件	3.35 件
装具	4.55 件	0.83 件	3.21 件	4.08 件	7.59 件
座位保持装置	0.97 件	0.20 件	1.08 件	1.37 件	1.94 件
盲人安全つえ	0.07 件	0.17 件	2.26 件	2.46 件	2.36 件
義眼	0.09 件	0.24 件	0.20 件	0.41 件	0.41 件
眼鏡	0.37 件	1.32 件	0.54 件	1.69 件	1.84 件
補聴器	5.26 件	1.82 件	4.78 件	6.22 件	10.62 件
オーダーメイド車椅子	2.99 件	1.24 件	4.90 件	6.20 件	8.02 件
レディメイド車椅子	1.99 件	1.12 件	2.20 件	2.72 件	4.06 件
電動車椅子	1.53 件	0.30 件	2.53 件	3.14 件	3.97 件
歩行器	0.06 件	0.40 件	0.27 件	0.60 件	0.59 件
歩行補助つえ	0.04 件	0.19 件	1.08 件	1.18 件	1.09 件
重度障害者用意思伝達装置	0.25 件	0.05 件	0.14 件	0.19 件	0.36 件
合計	16.16 件	4.57 件	18.57 件	25.61 件	39.67 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	4.67 件	0.84 件	4.62 件	5.31 件	7.36 件
装具	16.47 件	2.32 件	8.99 件	12.14 件	21.74 件
座位保持装置	2.90 件	0.70 件	3.57 件	4.39 件	5.44 件
盲人安全つえ	0.50 件	0.72 件	7.17 件	7.74 件	7.31 件
義眼	1.21 件	0.75 件	0.72 件	1.07 件	1.41 件
眼鏡	2.99 件	3.42 件	1.88 件	4.67 件	4.98 件
補聴器	19.70 件	8.28 件	13.69 件	17.87 件	29.66 件
オーダーメイド車椅子	16.62 件	9.37 件	15.05 件	21.03 件	27.08 件
レディメイド車椅子	20.82 件	8.01 件	8.96 件	11.31 件	20.20 件
電動車椅子	8.77 件	1.56 件	7.41 件	9.91 件	12.36 件
歩行器	0.51 件	0.84 件	0.66 件	1.18 件	1.19 件
歩行補助つえ	0.20 件	0.67 件	2.87 件	3.01 件	2.78 件
重度障害者用意思伝達装置	0.77 件	0.24 件	0.67 件	0.70 件	1.02 件
合計	67.86 件	17.14 件	56.35 件	77.26 件	115.01 件

表 3 . (Q2) 障害者 (18 歳以上) の補装具費支給決定件数 (特例)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.05 件	0.00 件	0.02 件	0.01 件	0.02 件
装具	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
座位保持装置	0.08 件	0.01 件	0.02 件	0.05 件	0.10 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.03 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.03 件
補聴器	0.10 件	0.03 件	0.13 件	0.15 件	0.18 件
オーダーメイド車椅子	0.11 件	0.04 件	0.05 件	0.09 件	0.15 件
レディメイド車椅子	0.02 件	0.00 件	0.04 件	0.04 件	0.04 件
電動車椅子	0.14 件	0.02 件	0.08 件	0.11 件	0.19 件
歩行器	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
重度障害者用意思伝達装置	0.04 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.04 件
合計	0.25 件	0.07 件	0.15 件	0.22 件	0.34 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.32 件	0.00 件	0.17 件	0.17 件	0.18 件
装具	0.14 件	0.12 件	0.09 件	0.18 件	0.21 件
座位保持装置	0.39 件	0.12 件	0.12 件	0.37 件	0.46 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.19 件	0.12 件	0.00 件	0.08 件	0.19 件
補聴器	0.41 件	0.21 件	0.77 件	0.78 件	0.81 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	0.28 件	0.25 件	0.41 件	0.49 件
レディメイド車椅子	0.14 件	0.00 件	0.36 件	0.35 件	0.33 件
電動車椅子	0.43 件	0.19 件	0.31 件	0.43 件	0.61 件
歩行器	0.14 件	0.12 件	0.12 件	0.14 件	0.20 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.17 件	0.00 件	0.17 件	0.14 件
重度障害者用意思伝達装置	0.18 件	0.00 件	0.08 件	0.08 件	0.18 件
合計	0.70 件	0.48 件	0.99 件	1.21 件	1.24 件

表4. (Q3) 障害児(18歳未満)の補装具費支給決定件数(一般)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.02 件	0.25 件	0.08 件	0.29 件	0.24 件
装具	0.33 件	3.83 件	0.73 件	4.23 件	3.88 件
座位保持装置	0.33 件	2.13 件	0.89 件	3.05 件	2.85 件
盲人安全つえ	0.01 件	0.05 件	0.11 件	0.19 件	0.13 件
義眼	0.00 件	0.04 件	0.01 件	0.06 件	0.05 件
眼鏡	0.00 件	0.21 件	0.05 件	0.25 件	0.19 件
補聴器	0.17 件	1.63 件	1.71 件	3.08 件	2.89 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	2.10 件	0.98 件	2.92 件	2.81 件
レディメイド車椅子	0.02 件	1.17 件	0.44 件	1.43 件	1.20 件
電動車椅子	0.04 件	0.43 件	0.21 件	0.62 件	0.54 件
座位保持いす	0.08 件	0.70 件	0.13 件	0.79 件	0.71 件
起立保持具	0.01 件	0.24 件	0.03 件	0.24 件	0.20 件
歩行器	0.02 件	0.50 件	0.07 件	0.60 件	0.48 件
頭部保持具	0.00 件	0.27 件	0.02 件	0.27 件	0.22 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.00 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.15 件	0.16 件	0.31 件	0.22 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
合計	0.82 件	9.29 件	3.52 件	12.84 件	11.77 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.15 件	0.71 件	0.33 件	0.76 件	0.70 件
装具	1.21 件	10.95 件	1.67 件	12.09 件	11.15 件
座位保持装置	1.51 件	5.66 件	2.19 件	7.64 件	7.16 件
盲人安全つえ	0.15 件	0.27 件	0.35 件	0.83 件	0.42 件
義眼	0.00 件	0.20 件	0.10 件	0.26 件	0.22 件
眼鏡	0.07 件	0.57 件	0.25 件	0.90 件	0.53 件
補聴器	0.86 件	5.48 件	3.53 件	7.85 件	7.44 件
オーダーメイド車椅子	1.07 件	6.79 件	2.05 件	8.30 件	7.96 件
レディメイド車椅子	0.14 件	5.57 件	1.72 件	6.07 件	5.36 件
電動車椅子	0.20 件	1.59 件	0.61 件	1.76 件	1.61 件
座位保持いす	0.47 件	1.25 件	0.40 件	1.36 件	1.31 件
起立保持具	0.14 件	0.86 件	0.15 件	0.84 件	0.75 件
歩行器	0.13 件	1.00 件	0.26 件	1.28 件	1.03 件
頭部保持具	0.00 件	1.00 件	0.12 件	1.00 件	0.89 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.07 件	0.07 件	0.06 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.43 件	0.43 件	0.93 件	0.57 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件
合計	3.87 件	29.44 件	8.23 件	36.70 件	33.95 件

表 5 . (Q3) 障害児 (18 歳未満) の補装具費支給決定件数 (特例)
平均

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.02 件
装具	0.00 件	0.06 件	0.00 件	0.06 件	0.04 件
座位保持装置	0.05 件	0.18 件	0.05 件	0.19 件	0.20 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.14 件	0.29 件	0.19 件	0.41 件	0.41 件
オーダーメイド車椅子	0.06 件	0.14 件	0.04 件	0.16 件	0.17 件
レディメイド車椅子	0.04 件	0.01 件	0.00 件	0.02 件	0.04 件
電動車椅子	0.01 件	0.02 件	0.00 件	0.02 件	0.02 件
座位保持いす	0.05 件	0.18 件	0.02 件	0.20 件	0.18 件
起立保持具	0.11 件	0.41 件	0.05 件	0.43 件	0.42 件
歩行器	0.08 件	0.25 件	0.03 件	0.23 件	0.24 件
頭部保持具	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
排便補助具	0.01 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.01 件
合計	0.23 件	0.75 件	0.20 件	0.88 件	0.80 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	0.11 件	0.12 件	0.09 件	0.14 件	0.15 件
装具	0.00 件	0.68 件	0.00 件	0.67 件	0.56 件
座位保持装置	0.20 件	0.51 件	0.24 件	0.58 件	0.53 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.39 件	1.06 件	0.56 件	1.16 件	1.04 件
オーダーメイド車椅子	0.36 件	0.39 件	0.22 件	0.44 件	0.52 件
レディメイド車椅子	0.27 件	0.11 件	0.06 件	0.16 件	0.26 件
電動車椅子	0.08 件	0.15 件	0.01 件	0.14 件	0.14 件
座位保持いす	0.20 件	0.59 件	0.14 件	0.63 件	0.56 件
起立保持具	0.43 件	1.09 件	0.20 件	1.18 件	1.08 件
歩行器	0.26 件	0.62 件	0.18 件	0.61 件	0.57 件
頭部保持具	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
排便補助具	0.08 件	0.09 件	0.00 件	0.08 件	0.10 件
歩行補助つえ	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
合計	0.74 件	2.26 件	0.60 件	2.46 件	2.18 件

表 6 . (Q4) 補装具費の支給決定に係っている職員の職種

		合計	医師	理学療 法士	作業療 法士	義肢装 具士	ケース ワーカー	エンジ ニア	事務職	その他	不明
全体		805 100.0	31 3.9	25 3.1	22 2.7	20 2.5	87 10.8	2 0.2	749 93.0	63 7.8	4 0.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	18 4.1	18 4.1	19 4.3	9 2.1	62 14.2	1 0.2	398 90.9	33 7.5	1 0.2
	区	17 100.0	1 5.9	4 23.5	2 11.8	1 5.9	12 70.6	0 0.0	13 76.5	3 17.6	2 11.8
	町	309 100.0	11 3.6	3 1.0	1 0.3	8 2.6	12 3.9	1 0.3	297 96.1	21 6.8	1 0.3
	村	39 100.0	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 5.1	0 0.0	0 0.0	39 100.0	6 15.4	0 0.0

表 7 . (Q5) 支給決定している見積り内容についての理解

		合計	ほぼ自分たち で理解して内容 確認をしている。	内容が専門 的であるため 更生相談所 にお願いして いる。	その他	不明
全体		805 100.0	374 46.5	203 25.2	186 23.1	42 5.2
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	188 42.9	113 25.8	111 25.3	26 5.9
	区	17 100.0	6 35.3	1 5.9	3 17.6	7 41.2
	町	309 100.0	153 49.5	84 27.2	64 20.7	8 2.6
	村	39 100.0	26 66.7	5 12.8	7 17.9	1 2.6

表 8 . (Q7) 姿勢保持関連補装具の支給において該当種目がわかりにくいと感ずることがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805 100.0	148 18.4	423 52.5	198 24.6	30 3.7	6 0.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	76 17.4	263 60.0	85 19.4	11 2.5	3 0.7
	区	17 100.0	2 11.8	14 82.4	1 5.9	0 0.0	0 0.0
	町	309 100.0	66 21.4	126 40.8	97 31.4	17 5.5	3 1.0
	村	39 100.0	4 10.3	18 46.2	15 38.5	2 5.1	0 0.0

表 9 . (Q8) どのような種目間で迷うことがあるか

		合計	車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置	電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置	座位保持装置と座位保持具	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	その他	不明	非該当
全体		571 100.0	455 79.7	264 46.2	296 51.8	105 18.4	74 13.0	24 4.2	3 0.5	234
市区町村_分類別	市	339 100.0	290 85.5	161 47.5	159 46.9	48 14.2	35 10.3	12 3.5	1 0.3	99
	区	16 100.0	11 68.8	10 62.5	14 87.5	8 50.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	1
	町	192 100.0	140 72.9	82 42.7	109 56.8	40 20.8	30 15.6	10 5.2	2 1.0	117
	村	22 100.0	13 59.1	9 40.9	12 54.5	9 40.9	8 36.4	1 4.5	0 0.0	17

表 10 . (Q10) 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	その他	不明
全体		805 100.0	60 7.5	401 49.8	250 31.1	13 1.6	54 6.7	27 3.4
市区町村_分類別	市	438 100.0	33 7.5	229 52.3	131 29.9	9 2.1	21 4.8	15 3.4
	区	17 100.0	0 0.0	9 52.9	6 35.3	0 0.0	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	24 7.8	142 46.0	101 32.7	4 1.3	28 9.1	10 3.2
	村	39 100.0	3 7.7	19 48.7	12 30.8	0 0.0	5 12.8	0 0.0

表 11 . (Q11) まとめて整理した方が良いと考える種目

		合計	車椅子と座位保持装置	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	座位保持装置と排便補助具	その他	不明	非該当
全体		461 100.0	322 69.8	32 6.9	23 5.0	2 0.4	18 3.9	64 13.9	344
市区町村_分類別	市	262 100.0	190 72.5	12 4.6	14 5.3	0 0.0	12 4.6	34 13.0	176
	区	9 100.0	6 66.7	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 22.2	8
	町	166 100.0	116 69.9	17 10.2	7 4.2	1 0.6	5 3.0	20 12.0	143
	村	22 100.0	8 36.4	3 13.6	2 9.1	0 0.0	1 4.5	8 36.4	17

表 1 2 . (Q14) 児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	100 12.4	330 41.0	271 33.7	84 10.4	20 2.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	41 9.4	179 40.9	168 38.4	42 9.6	8 1.8
	区	17 100.0	6 35.3	6 35.3	4 23.5	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	48 15.5	133 43.0	81 26.2	36 11.7	11 3.6
	村	39 100.0	4 10.3	11 28.2	18 46.2	6 15.4	0 0.0

表 1 3 . (Q15) 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	不明
全体		805 100.0	70 8.7	296 36.8	367 45.6	32 4.0	40 5.0
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	32 7.3	154 35.2	215 49.1	20 4.6	17 3.9
	区	17 100.0	4 23.5	5 29.4	6 35.3	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	31 10.0	124 40.1	125 40.5	10 3.2	19 6.1
	村	39 100.0	2 5.1	12 30.8	21 53.8	2 5.1	2 5.1

表 1 4 . (Q19) 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	21 2.6	119 14.8	546 67.8	98 12.2	21 2.6
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	11 2.5	80 18.3	300 68.5	40 9.1	7 1.6
	区	17 100.0	1 5.9	7 41.2	7 41.2	1 5.9	1 5.9
	町	309 100.0	8 2.6	31 10.0	208 67.3	49 15.9	13 4.2
	村	39 100.0	1 2.6	1 2.6	30 76.9	7 17.9	0 0.0

表 15 . (Q21) 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル等を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805 100.0	430 53.4	76 9.4	268 33.3	31 3.9
市区町村_分 類別	市	438 100.0	260 59.4	43 9.8	124 28.3	11 2.5
	区	17 100.0	11 64.7	1 5.9	5 29.4	0 0.0
	町	309 100.0	140 45.3	30 9.7	120 38.8	19 6.1
	村	39 100.0	19 48.7	1 2.6	18 46.2	1 2.6

表 16 . (Q26) 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805 100.0	30 3.7	141 17.5	533 66.2	89 11.1	12 1.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	11 2.5	78 17.8	302 68.9	44 10.0	3 0.7
	区	17 100.0	0 0.0	5 29.4	8 47.1	2 11.8	2 11.8
	町	309 100.0	18 5.8	48 15.5	195 63.1	41 13.3	7 2.3
	村	39 100.0	1 2.6	9 23.1	27 69.2	2 5.1	0 0.0

表 17 . (Q26) 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどな い	ない	不明
全体		805 100.0	5 0.6	68 8.4	605 75.2	104 12.9	23 2.9
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	2 0.5	39 8.9	335 76.5	56 12.8	6 1.4
	区	17 100.0	0 0.0	3 17.6	9 52.9	1 5.9	4 23.5
	町	309 100.0	3 1.0	21 6.8	230 74.4	42 13.6	13 4.2
	村	39 100.0	0 0.0	5 12.8	30 76.9	4 10.3	0 0.0

表 18 . (Q30) 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについて

		合計	大いに賛成 する	賛成する	あまり賛成 しない	まったく賛 成しない	不明
全体		805 100.0	113 14.0	533 66.2	77 9.6	4 0.5	78 9.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	69 15.8	283 64.6	45 10.3	3 0.7	38 8.7
	区	17 100.0	2 11.8	11 64.7	3 17.6	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	37 12.0	208 67.3	27 8.7	1 0.3	36 11.7
	村	39 100.0	5 12.8	29 74.4	2 5.1	0 0.0	3 7.7

表 19 . (Q32) 骨導式補聴器に関して、過去 5 年間ににおける交付実績は大まかにどの程度あるか

		合計	大いに ある	時々ある	ほとんど ない	ない	不明
全体		805 100.0	2 0.2	61 7.6	217 27.0	511 63.5	14 1.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	1 0.2	43 9.8	158 36.1	230 52.5	6 1.4
	区	17 100.0	0 0.0	4 23.5	7 41.2	5 29.4	1 5.9
	町	309 100.0	1 0.3	13 4.2	49 15.9	239 77.3	7 2.3
	村	39 100.0	0 0.0	1 2.6	3 7.7	35 89.7	0 0.0

表 20 . (Q33) 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805 100.0	436 54.2	79 9.8	259 32.2	31 3.9
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	253 57.8	51 11.6	121 27.6	13 3.0
	区	17 100.0	7 41.2	2 11.8	5 29.4	3 17.6
	町	309 100.0	156 50.5	24 7.8	114 36.9	15 4.9
	村	39 100.0	19 48.7	2 5.1	18 46.2	0 0.0

表 2 1 . (Q38) 個々の義肢装具の完成用部品の情報の入手方法

		合計	厚生労働省からの通知で調べる	メーカーに聞きカタログなどを入手する	テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる	インターネットで調べる	学会の展示などで情報を入手する	義肢装具製作者に聞く	その他	不明
全体		805 100.0	478 59.4	107 13.3	210 26.1	320 39.8	3 0.4	282 35.0	68 8.4	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	283 64.6	52 11.9	123 28.1	172 39.3	1 0.2	149 34.0	42 9.6	6 1.4
	区	17 100.0	12 70.6	7 41.2	8 47.1	10 58.8	1 5.9	8 47.1	3 17.6	0 0.0
	町	309 100.0	167 54.0	38 12.3	72 23.3	117 37.9	1 0.3	112 36.2	19 6.1	6 1.9
	村	39 100.0	15 38.5	10 25.6	6 15.4	20 51.3	0 0.0	13 33.3	4 10.3	1 2.6

表 2 2 . (Q39) 高機能で高額な部品使用について

		合計	高額でも必要であれば決定していきたい	義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい	更生相談所の判定に従って対応する	最低限機能するものを支給しているので高額なものはいらない	予算が少ないため高額な部品を出していきけない	その他	不明
全体		805 100.0	117 14.5	89 11.1	641 79.6	19 2.4	6 0.7	13 1.6	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	55 12.6	49 11.2	359 82.0	11 2.5	4 0.9	3 0.7	6 1.4
	区	17 100.0	3 17.6	3 17.6	13 76.5	1 5.9	0 0.0	2 11.8	0 0.0
	町	309 100.0	54 17.5	33 10.7	233 75.4	7 2.3	2 0.6	8 2.6	6 1.9
	村	39 100.0	5 12.8	4 10.3	34 87.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6

表 2 3 . (Q40) 筋電電動義手に基本価格や製作要素価格の設定を希望するか

		合計	希望する	希望しない、現状のままが良い	不明
全体		805 100.0	413 51.3	311 38.6	81 10.1
市区町村_分類別	市	438 100.0	235 53.7	165 37.7	38 8.7
	区	17 100.0	9 52.9	6 35.3	2 11.8
	町	309 100.0	152 49.2	121 39.2	36 11.7
	村	39 100.0	16 41.0	18 46.2	5 12.8

(資料)

補装具費支給制度における判定状況ならびに種目構造のあり方に関する調査票

調査目的

本アンケート調査は、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）））「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」（研究代表者白銀暁）から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされております。しかしながら、平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されました。本アンケート調査は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい適切な種目構造等の整理・明確化に役立てることを目的としています。

本調査でご回答をいただきます内容は、極めて重要なご意見となります。本調査は研究として行うものであり回答は任意ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査対象

市区町村の障害者福祉主管課、補装具費の支給決定事務担当者

回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

調査票のご返送方法

調査にご協力いただける場合は、本調査票に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

ご返送の期限

平成28年1月29日（金）（必着）とさせていただきます。

本調査に対する問い合わせ先

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

福祉機器開発部福祉機器臨床評価研究室長 白銀暁（しろがねさとし）

Mail : shirogane-satoshi@rehab.go.jp TEL : 04-2995-3100 (内線 2528)

誠に申し訳ございませんが、できるだけメールにてお問い合わせください。

なお、アンケートの発送・回収につきましては下記に委託しております。

株式会社リサーチワークス（担当：井野、半田）

〒140-0041 東京都中央区新富 1-14-3 TEL:03-5542-0460 / FAX:03-5542-0461

回答いただいた本調査票は、本研究の目的のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。なお、個々の自治体名を特定できない形でまとめた集計結果については、研究報告書、学術誌、学会報告などで発表、厚生労働省に報告することを予定しています。

(1) ご担当者名記入欄

市区町村名	
部署名	
住所	
担当者名	
電話番号	

(2) 市区町村の概要

Q1 貴市区町村の概要をご記入ください。

市区町村コード	
都道府県名	
人口(平成27年4月1日時点)	人
身体障害者手帳の交付件数 (平成27年4月1日時点の手帳所持者数)	件

(3) 補装具費支給決定の状況

Q2 障害者(18歳以上)の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。

昨年度の支給実績の平均(1/12)または、昨年度のうち、平均的な1か月分の件数についてお答えください。

支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは座位保持装置として数えてください。

(一般)

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件

重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q3 障害児（18歳未満）の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。

昨年度の支給実績の平均（1/12）または、昨年度のうち、平均的な1か月分の件数についてお答えください。

支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置として数えてください。

（一般）

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q4 補装具費の支給決定に係っている職員の職種を全てお答えください。(複数回答可)

1. 医師
2. 理学療法士
3. 作業療法士
4. 義肢装具士
5. ケースワーカー
6. エンジニア
7. 事務職
8. その他()

Q5 支給決定している見積り内容について理解していますか。

1. ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている。
2. 内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている。
3. その他()

Q6 Q5で選択肢「2」を選んだ方に伺います。
どのようなところが難しいかをご記載ください。

(4) 姿勢保持関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q7 姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）の支給において、該当種目がわかりにくいと感じることがありますか？

- | | |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q10へお進みください |
|--|---------------|

Q8 Q7で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

特に、どのような種目間で判断に迷うことがありますか？（複数回答可）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置2. 電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置3. 座位保持装置と座位保持いす4. 座位保持装置と起立保持具5. 座位保持装置と頭部保持具6. その他 Q9をご回答ください（1~5を選んだ方はQ10へお進みください） |
|---|

Q9 Q8で選択肢「6」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目と、もし可能であればその状況等を具体的にご記入ください。

--

Q10 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性について、どのようにお考えですか？

- | | |
|---|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いに必要である2. 必要である3. あまり必要でない4. まったく必要でない | } Q13へお進みください |
|---|---------------|

Q12へお進みください

5. その他

Q11 Q10で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。
まとめて整理したほうが良いと考える種目は何ですか？

1. 車椅子と座位保持装置
2. 座位保持装置と起立保持具
3. 座位保持装置と頭部保持具
4. 座位保持装置と排便補助具
5. その他

Q12 Q11で選択肢「5」を選んだ方に伺います。

まとめたほうが良いと考える種目を具体的にご記入ください。

Q13 Q10で選択肢「3」・「4」を選んだ方に伺います。

まとめないほうが良いと考える理由は何ですか？

Q14 児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはありますか？

1. 大いにある
 2. 時々ある
 3. ほとんどない
 4. ない

Q15 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性について、どのよう
にお考えですか？

1. 大いに必要である
 2. 必要である
 3. あまり必要でない
 4. まったく必要でない

Q16 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部
保持具）に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q17 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。



Q18 その他、姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、判断の際にお困りの点などありましたらご自由にご記載ください。



(5) 視覚障害関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q19 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

<ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない	} Q21へお進みください

Q20 Q19で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

--

Q21 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹皮被膜付を削除することについて、どのようにお考えですか？

<ol style="list-style-type: none">1. 賛成である2. 反対である3. その他
--

Q22 Q21における回答の理由をご記載ください。

--

Q23 視覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

--

Q24 視覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

Q25 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。

(6) 聴覚関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q26 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

(例：重度難聴用と高度難聴用の適応範囲、ポケット型、耳かけ型、耳あな型の選択など)

- | | |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q28へお進みください |
| _____ | |

Q27 Q26で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

--

Q28 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがありますか？

- | | |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q30へお進みください |
| _____ | |

Q29 Q28で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

--

Q30 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについてどのように考えますか？

1. 大いに賛成する
2. 賛成する
3. あまり賛成しない
4. まったく賛成しない

Q31 Q30において、そうお考えになった理由をご記載ください。

Q32 骨導式補聴器に関して、過去5年間における交付実績は大まかにどの程度ありますか？

1. 大いにある
2. 時々ある
3. ほとんどない
4. ない

Q33 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて、どのようにお考えですか？

1. 賛成である
2. 反対である
3. その他

Q34 Q33における回答の理由をご記載ください。

Q35 聴覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q36 聴覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

Q37 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。

--

(7) 義肢装具関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q38 義肢装具についてはたくさんの完成用部品があります。個々のものについてどのようにして情報を入手しますか。

1. 厚生労働省からの通知で調べる
2. メーカーに聞きカタログなどを入手する
3. テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる
4. インターネットで調べる
5. 学会の展示などで情報を入手する
6. 義肢装具製作事業者に聞く
7. その他()

Q39 義肢装具の補装具等完成用部品に掲載されている部品には、高額なものが増えてきています。高機能で高額な部品使用についてどのようにお考えでしょうか

1. 高額でも必要であれば決定していきたい
2. 義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい
3. 更生相談所の判定に従って対応する
4. 最低限機能するものを支給しているので高額なものは必要ない
5. 予算が少ないため高額な部品を出していけない
6. その他()

Q40 現在、筋電電動義手は特例補装具扱いのため基本価格や製作要素価格が設定されていません。基本価格や製作要素価格の設定を希望されますか。

1. 希望する
2. 希望しない、現状のままが良い

Q41 Q40における回答の理由をご記載ください。


Q42 義肢装具関連補装具に関して、貴自治体において特例補装具として申請が挙がってくる種目等がありましたらご記載ください。

A large empty rectangular box with a black border, intended for recording the types of prosthetic and auxiliary equipment applications in the respondent's municipality.

Q43 義肢装具関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。



Q44 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えてください。



(8) その他、現行制度における種目構造上の課題と提案

Q45 補装具費支給制度における種目構造上の課題について、大きな課題と思われる内容を具体的に記し、貴市区町村が提案するあるべき姿（理想像）をご記載ください。

課題	あるべき姿（理想像）

**アンケート調査は以上になります。
ご協力ありがとうございました。**

